

役員等報酬規程

令和5年4月1日 改正

社会福祉法人 今川学園

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人今川学園（以下「法人」という。）の役員・評議員・顧問及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

(理事長の報酬等)

第2条 理事長の報酬については、別表1のとおり支給することができる。

2 支給日は、毎月25日（支給日が金融機関の休業日の場合は、前営業日）とする。

3 理事長は、1週間のうち3日以上勤務するものとする

(役員等の報酬)

第3条 役員等（理事長を除く。）に対して、理事会・評議員会の出席等、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合、別表2のとおり報酬を会議開催及び業務にあたった都度、現金で支給することができる。

2 役員等の報酬は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給することができる。

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は平成28年12月 3日から施行する。

附則 この規程は平成30年 3月24日から施行する。

附則 この規程は平成30年11月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

【別表1】第2条関係

名称	報酬	交通費
理事長業務報酬等	年額3,300,000円 月額275,000円(税込)	給与規程第22条(通勤手当)準じる

【別表2】第3条関係

	報酬
理事会・評議員会への出席 監事監査を実施した場合 評議員選任・解任委員会出席等	5,000円(源泉税控除後)